

監査結果に基づき港区長等が講じた措置

令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、港区長等から通知がありました。

令和4年4月20日

第1 公表の範囲

令和2年度財政援助団体等監査(実施期間：令和2年10月12日から令和3年1月29日まで)の結果に基づき講じた措置について港区長等から通知を受けた事項

第2 公表の概要

令和2年度財政援助団体等監査において指摘した事項10件、意見事項15件について通知を受けた。

1 修繕費の妥当性の担保について

【公益財団法人 東京YMCA】
《芝浦港南地区総合支所 管理課》

ア 意見の内容

港区立芝浦アイランドこども園の管理運営では、「園庭木製遊具補修工事(令和元年5月10日 164,592円)」、「3歳児保育室床修繕工事(令和元年5月18日 1,188,000円)」、「業務用給湯器部品交換(令和元年9月9日 594,199円)」、「5歳児保育室床メンテナンス工事(令和元年9月30日 259,200円)」、「1階サッシ窓交換工事(令和2年3月31日 1,122,000円)」、「送風機修理工事(令和2年3月31日 832,700円)」。

港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営では、「デジタルレコーダー×2 監視モニター更新工事(令和元年6月19日 1,134,000円)」など、指定管理者が事業者に発注した修繕について、複数事業者から見積りを徴取しておらず1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年2月15日所管課から指定管理者に対し、区は港区契約事務規則第40条に基づく基準として、予定価格に応じて複数事業者から見積書を徴取していることを指定管理者に提示し、指定管理者が行う修繕工事等については、市場価格や類似の業務との均衡を踏まえ、適正な価格で実施し、修繕費の妥当性の確保に努めるよう指導しました。

今後は、四半期ごとに実施する執行状況調査で、所管課が修繕工事に係る金額の妥当性が検証されているかを確認します。

2 再委託協議の決裁処理について

【百葉の会・東急コミュニティー 共同事業体】

《芝地区総合支所 管理課》

ア 指摘の内容

「指定管理者制度運用マニュアル」では、再委託承諾書の決裁区分は総合支所長専決としているが、課長専決で処理されていた。

所管課は、指定管理者制度の事務管理の適正化を図るとともに、部長、課長、係長は諸手続の決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年3月26日に部長、課長、係長で「指定管理者制度運用マニュアル」の「諸手続の決裁区分」一覧を確認し、適正な決裁区分について再認識しました。

また、所属長から職員に対し、再委託承諾の起案をする際は「指定管理者制度運用マニュアル」の「諸手続の決裁区分」一覧を毎回確認するよう厳重に指導しました。

今後、再委託協議の決裁処理については「指定管理者制度運用マニュアル」に基づき、適正な事務処理に努めます。

3 修繕費の妥当性の担保について

【百葉の会・東急コミュニティー 共同事業体】

《芝地区総合支所 管理課》

ア 意見の内容

港区立三田いきいきプラザ管理運営では、「エントランス・多目的トイレの自動ドア修理（令和元年8月22日 1,296,000円）」、「3階の港区職員住宅の電力計取替作業修繕費（令和元年12月14日 145,200円）」、「男性用の混合排水管漏水補修工事（令和2年3月24日 319,000円）」、「男性用真空式温水器部品 取替工事（令和2年3月26日 869,000円）」。

港区立神明いきいきプラザ管理運営では、「自動ドア扉の挟み込み防止のための形状調整を実施（令和元年6月10日 388,800円）」、「排煙窓に不具合が有り修理（令和元年8月29日 248,400円）」、「トレーニングスペース内にあるネットに破損があり交換（令和元年9月27日 507,600円）」、「6階体育館内にある舞台照明設備における部品交換（経年劣化）（令和元年9月18日 705,240円）」、「水道メーター定期交換の実施（令和2年2月5日 1,056,000円）」。

港区立虎ノ門いきいきプラザ管理運営では、「トレーニングルームトレッドミルベルト交換（令和2年2月5日 137,500円）」など、指定管理者が事業者が発注した修繕について、複数事業者から見積りを徴取しておらず1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年3月23日に所管課から指定管理者に対し、指定管理者が行う修繕については、緊急性及び専門性を考慮した上で区の基準に準じて複数事業者からの見積り徴取に努めるよう指導しました。

今後は、事前に修繕理由や予定価格を把握し、修繕費の妥当性を検証します。

4 業務の再委託について

【株式会社 日本保育サービス】

《芝地区総合支所 管理課》

ア 指摘の内容

指定管理者は、再委託業務の遊具点検を株式会社コトブキで再委託申請を行っていた。しかし、点検報告書は株式会社丸山製作所から提出されており、株式会社コトブキから株式会社丸山製作所への再委託先の変更協議はされていなかった。

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務や事業について、区が内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。

所管課は、再委託業務については事前に書面による申請及び承諾に漏れが無いよう指定管理者への指導を徹底し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年3月10日に所属長から指定管理者に対し、年度協定締結時の再委託業務について再委託先を変更する場合においても事前の書面による申請及び承諾に漏れが無いよう指導するとともに、再委託する業務内容や実施方法を明確にし、再委託等を適正に行うよう指導しました。

今後は、月次モニタリング実施時に申請内容と実施内容との整合が取れているか確認し、再委託業務が適正に行われるよう努めます。

5 指定管理料にかかる経費区分と支出科目について

【株式会社 日本保育サービス】

《芝地区総合支所 管理課》

ア 指摘の内容

人件費は、「施設に勤務する職員等にかかる人件費」としている。港区立神明子ども中高生プラザの事業で外出する際の交通費（現場交通費）については、指定管理料の経費区分にある人件費には該当しない。しかし、「現場交通費（プラザ事業分）124,339円」及び「現場交通費（学童事業分）30,209円」は、事業運営費で支出すべきところをいずれも清算項目である人件費から支出していた。

港区立神明子ども中高生プラザの人件費は、予算額89,406,392円、支出額77,504,137円で、余剰金額は11,902,255円と報告されているが、支出額は77,349,589円が正しく、余剰金額が154,548円少ないことになる。余剰金については、適正な処理をすべきである。

所管課は、指定管理者に対し、正確な報告書の作成を強く指導すべきである。また、提出された報告書を十分に精査し、適正な予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年4月6日に154,548円の余剰金が返還されました。

指定管理者に対しては、社内でのチェック体制の強化を指導するとともに、月次モニタリングや四半期ごとの執行状況確認の際、指定管理者と区の複数職員により支出内容を確認し、適切な清算処理と正確な報告書を作成するよう指導しました。

今後は、提出された報告書の内容を十分に精査し、適正な清算処理等が行われているか厳正な確認に努めます。

6 実績報告書の提出について

【株式会社 日本保育サービス】

《芝地区総合支所 管理課》

ア 意見の内容

港区立神明保育園の管理運営に関する基本協定書第25条第1項では、指定管理者は、毎月終了後、翌月10日までに本業務の実施状況、収支状況、利用状況を業務報告書にまとめて区に提出しなければならないとしている。

令和元年度の保育事業成績報告書（保育園の月次報告書）は、平成31年4月分は令和元年5月21日、令和元年6月分は7月23日、令和2年3月分は4月16日に提出されていた。

所管課は、事業者に対し、基本協定書で規定した期限までの提出を促し、正確な事務処理に努められたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年3月10日に所管課から指定管理者に対し、基本協定書

及び年度協定書を確認し、提出期限を遵守するよう指導しました。

また、所属長から事業担当者に対しても基本協定書及び年度協定書を確認した上で正確な事務処理を行うよう指導しました。

今後は、毎月10日までに前月分の業務報告書が提出されるよう努めます。

7 備品の管理について

【株式会社 日本保育サービス】

《芝地区総合支所 管理課》

ア 意見の内容

「指定管理者制度運用マニュアル」では、備品は区が購入して無償で貸与し、指定管理者は指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態を保つよう、適切に管理・修繕を行うものとしている。

指定管理者は、令和元年度に保育園用として区が購入した空気清浄機2台（備品I種）について、令和2年4月1日付の管理備品等一覧に記載していなかった。

所管課は「指定管理者制度運用マニュアル」に基づき、適正な備品の管理について指導された。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年3月10日に所管課から指定管理者に対し、指定管理者制度運用マニュアルに基づき、購入した際には必ず管理備品等一覧に記載するよう指導しました。また、事業担当者に対して備品等一覧の更新を行うよう指導しました。

今後は、月次モニタリング実施時に管理備品一覧を確認し、適正な管理を行います。

8 修繕費の妥当性の担保について

【株式会社 日本保育サービス】

《芝地区総合支所 管理課》

ア 意見の内容

港区立神明保育園管理運営では、「スチームコンベクションオープン修理（平成31年4月18日、25日 288,900円）」、「更衣室カーテン設置（令和元年8月6日 155,520円）」、「食器消毒保管庫修理（令和元年12月27日 192,500円）」、「1歳児室据付棚撤去及び壁面仕上げ工事（令和2年3月28日 170,500円）」。

港区立神明子ども中高生プラザ管理運営では、「5階空調機ファンモーター交換（令和2年1月20日 250,800円）」、「学童室空調機ファンモーター交換（令和2年2月10日 160,600円）」、「工作室空調機基盤、冷却ファン交換（令和2年2月10日 143,000円）」など、指定管理者が事業者が発注した修繕について、複数事業者から見積りを徴取しておらず1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明

責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年3月10日に所管課から指定管理者に対し、指定管理者が行う修繕については、緊急性及び専門性を考慮した上で、区の基準に準じて複数事業者からの見積書徴取に努めるよう指導しました。

今後は、事前に修繕理由や予定価格を把握し、修繕費の妥当性を検証します。

9 実績報告書の提出について

【株式会社 日本保育サービス】

≪芝浦港南地区総合支所 管理課≫

ア 意見の内容

港区立たかはま保育園管理の運営に関する基本協定書第25条第3項に定める年次の業務実績報告書について、社員研修の実施状況、一時保育などの収支状況の詳細が記載されていなかった。また、業務基準書（2）職員体制 ア に定める「施設等管理責任者任命報告書」及び、同（4）イ（ウ）に定める「物品管理責任者任命報告書」が提出されていなかった。

所管課は、事業者に対し、正確な報告書の作成を指導し、基本協定書で規定した期限までの提出を促すとともに、その内容を十分に精査し、正確な事務処理に努められたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年4月16日に所属長から指定管理者に対して周知し共有するとともに、年次の実績報告書の必須記載事項についての記載を徹底するよう指導しました。

また、「施設等管理責任者任命報告書」及び「物品管理責任者任命報告書」についても、業務基準書の規定に従い、責任者変更時に速やかに提出するよう指導しました。

今後は、提出された報告書について担当職員で十分に精査することで再発防止に努め、正確な事務処理を行います。

10 現金収納事務の規定遵守について

【株式会社 日本保育サービス】

≪芝浦港南地区総合支所 管理課≫

ア 意見の内容

業務基準書では収納した現金は翌営業日に区が指定する金融機関へ払い込むこととしている。

しかし、一時保育料の収納について、263件のうち175件が金融機関に翌営業日までに払い込まれていなかった。その内、最大で2週間経過しているものがあった。

所管課は、収納した現金の払込みについて、業務基準書の規定の遵守を徹底するように指定

管理者を指導されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年4月16日に所属長から指定管理者に対して周知共有するとともに、翌営業日の金融機関への振込みの徹底を指導しました。

また、月次モニタリングチェックで施設を訪問した際は、園長とともに一時保育料の保管場所と金額を確認し、月次報告書で一時保育の収納状況を確認することを指導しました。

今後は、月次報告について担当職員によるチェックを確実にいき、日頃から注意を払って確認することで再発防止に努めます。

11 契約にかかる書類の保管不備について

【株式会社 日本保育サービス】

《芝浦港南地区総合支所 管理課》

ア 意見の内容

「園庭砂場設置工事（令和元年5月29日 1,298,160円）」、「経年劣化による敷居取替工事（令和2年2月16日 891,000円）」、「4歳児室の収納棚・パーティション撤去（令和2年3月28日 379,500円）」、以上3件の工事の契約にあたり、見積もり合わせを行ったとしていたが、契約した業者以外の見積書は監査当日に確認ができず、その後も書類の管理不備で発見できなかったことは、極めて遺憾である。

所管課は、指定管理者が行う修繕について、その透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて文書の保管をするよう、指定管理者を指導されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年4月16日に所属長から指定管理者に対して周知共有するとともに、指定管理料の支出の透明性、妥当性、適正性等を確保するよう文書の適切な保管と管理の徹底を指導しました。

今後は、月次モニタリング等で担当職員が書類の保管場所について確認し、再発防止に努めます。

12 業務の再委託について

【本所賀川記念館・太平ビルサービス 共同事業体】

《芝浦港南地区総合支所 管理課》

ア 指摘の内容

指定管理者が再委託を行った業務のうち、「中央監視装置保守点検（2,488,000円）」に関して、再委託を受けた事業者は保守点検業務について、さらに別の事業者にも再々委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を

明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年4月16日に所属長から当該指定管理者に対して周知し共有するとともに、今後とも基本協定書の規定を遵守し、適正な指定管理業務を行うよう指導しました。

また、所管課として指定管理者との報告・連絡体制を強化し、提出された報告内容を十分に精読し確認します。

今後は、再委託業務等が適切に行われるよう確実に確認し、適正な施設管理を徹底します。

13 備品の管理について

【本所賀川記念館・太平ビルサービス 共同事業体】

《芝浦港南地区総合支所 管理課》

ア 意見の内容

「指定管理者制度運用マニュアル」では、備品は区が購入して無償で貸与し、指定管理者は指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態を保つよう、適切に管理・修繕を行うものとしている。

指定管理者は、令和元年度に区が購入したAED（備品番号2038091）について、令和2年4月1日付の管理備品等一覧に記載していなかった。

なお、期限切れして区へ返還したAEDが、管理備品等一覧に記載されたままとなっていた。

所管課は「指定管理者制度運用マニュアル」に基づき、適正な備品の管理に努められたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和2年10月29日に備品の再点検を行い、備品の状態や記載漏れの無いことを確認しました。

備品の管理については、備品の異動があった際の指定管理者との情報共有を一層強化し、月に一度のヒアリングの機会等を活用し点検を行うことで、指定管理者制度運用マニュアルに基づいた適正な備品の管理を確実にを行います。

14 施設の安全管理について

【アカネ・ハリマ・イビデン グループ】

《芝浦港南地区総合支所 まちづくり課》

ア 意見の内容

照明及び空調設備点検（令和元年6月5日、令和元年8月27日、令和元年11月28日、令和2年2月28日実施）で指摘されている芝浦中央公園のポール照明2か所不点灯、園庭灯ガラスグロ

一 複数破損については、軽微なものではあるが、監査当日まで未改修のままだった。

所管課は、指定管理者に対するモニタリングを適切に行い、点検結果における指摘に対しては早急に対処し、施設の安全管理を徹底されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年1月18日に所属長から課内全職員に対して周知し共有するとともに、施設の安全管理の重要性について改めて説明し、指定管理施設については報告書の確認や実地による月例のモニタリングを確実にを行うこと、特に施設点検により明らかになった不具合箇所については早急に対応を検討することを指導しました。

また、同日中に所属長から指定管理者に対して同様に周知し共有するとともに、不具合箇所については区に対して早急に対応を協議するよう指導しました。

現在は、報告書による確認のほか、月例のモニタリング会議において点検結果の読み合わせを行い、不具合箇所についてはその場で対応を検討する体制を整えています。

また、対応の検討に際しては、利用者への影響度に基づいて優先順位を明確にすることで、早急な対応が必要となる箇所を見落とすことなく、確実に対処するよう意識して取り組みます。

15 指定管理料の清算書について

【アカネ・ハリマ・イビデン グループ】

《芝浦港南地区総合支所 まちづくり課》

ア 意見の内容

指定管理者が提出した令和元年度実績報告書と、監査当日に確認した関係帳票を照合したところ、清算項目である施設管理経費（再委託分）の7月分集計に誤りがあった。3,865,259円は3,866,123円が正しく、864円清算金額が多かった。

実績報告書等の記載内容や添付書類は、指定管理料の清算に係る審査をするため不可欠なものである。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書の作成を指導されたい。また、提出された報告書を十分に精査し、指定管理業務の執行及び指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容の確認を徹底されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年1月18日に所属長から指定管理者に対して周知し共有するとともに、月例報告書における収支報告、四半期ごとの収支報告、年間事業報告書における収支報告の突合を確実にを行うこと、清算に係る収支計算書を作成する際に改めて複数人で確認する機会を設けることを指導しました。

また、同日中に所属長から課全職員に対して同様に周知し共有するとともに、適正な清算処理の重要性について改めて説明し、収支報告の確認と清算処理に係る書類の精査を徹底するよう指導しました。

今後は、月例、四半期、年間の各収支報告について担当係員と担当係長による二重チェックを

確実に行うことで、不適正な清算処理の再発防止に努めます。また、日頃から特に清算項目については意識的に注意を払って確認することで、清算処理が適正に行われるよう取り組みます。

16 不適切な決裁処理等について

【ShoPro-Taihei 共同事業グループ】

《芝浦港南地区総合支所 管理課》

ア 指摘の内容

「指定管理者制度運用マニュアル」では、指定管理者は、業務を実施するにあたり、当該年度の事業開始前（年度協定書締結前）に事業計画書を、区に提出しなければならないとしている。

また、事業計画の変更に伴う流用申請などは、事前に協議を行うこととし、年度終了時の業務実績等については、協定書に基づき区の指定する期限までに業務実績等を提出させ、指定管理者が行った1年間の業務が協定書等で定められた要求水準を満たしているか否かを確認するとしている。

本園の事業計画書や指定管理料の流用申請などが書面にいわゆるゲタ判を押し、簡易決裁していた。また、決裁日が記載されておらず意思決定日は不明だった。

さらに分園では、事業計画書を決裁しておらず、年間事業実績報告書は総合支所長、課長、係長、係員の確認印がなかった。

文書管理規程は、起案は電子起案方式によることとしているが、保存年限が随時（1年未満）である簡易な文書を受領した場合などには、文書管理システムに登録せずに簡易決裁することができるとしている。しかし、本件は簡易決裁できる事案に該当するものではない。

所管課は、文書管理規程及び「指定管理者制度運用マニュアル」に基づいて適正な事務処理を行うべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年3月29日に所属長から職員に対し、事業計画書等は簡易な文書を受領した場合の簡易決裁できる事案に該当しないため、電子起案方式により起案するよう指導しました。

また、年間事業実績報告書については収受した後、速やかに供覧し、履行状況の確認を明らかにする課長・係長・担当者の確認印の押印を徹底するよう職員に周知徹底しました。

今後は、「指管理者制度運用マニュアル」の「諸手続の決裁区分」一覧を毎回確認し、「文書管理規程」に基づき、適切に処理します。

17 業務の再委託について

【ShoPro-Taihei 共同事業グループ】

≪芝浦港南地区総合支所 管理課≫

ア 指摘の内容

指定管理者が再委託を行った業務のうち、非常用発電設備 消防法機器点検（令和元年5月13日 297,000円）は、区の承諾がないまま東芝インフラシステムズ株式会社へ再委託を行った。また、点検業務の委託を受けた業者は、一部でヤンマーエネルギーシステム株式会社に再々委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年4月16日に区から指定管理者に対して区の承諾を得ず再委託をすることは認められない旨を厳重に指導しました。

令和3年度の指定管理業務における再委託協議に当たっては、指定管理者に対し、指定管理者制度運用マニュアルに基づき実際の運営業務と再委託業務について詳細な説明を求めるなど、再委託協議において厳重に内容を精査するとともに、業務を一部でも第三者に委託する場合には、事前の協議及び承諾を受けてから実施するよう重ねて指導しました。

今後は、再委託業務が適切に行われていることを確実に確認します。

18 保守点検における指摘事項への対処について

【ShoPro-Taihei 共同事業グループ】

≪芝浦港南地区総合支所 管理課≫

ア 指摘の内容

施設管理に関する報告書は、所管課で点検後、指定管理者へ返却していた。このため、以下のような事例が見受けられた。

消防用設備点検の総点検は令和元年7月7日、点検結果を消防署へ提出したのは令和2年3月18日で、8か月以上経過していた。令和2年1月12日に実施した機器点検時には、総点検時に「不良」と判定されていた連結送水管の耐圧試験はされておらず、その他にも不良と判定された箇所が増えていた。また、消防用設備点検で「不良箇所」があったにも係わらず、消防署へ改修計画書を提出していなかった。

水質調査は、ヒロエンジニアリング株式会社と再委託契約している。7月の報告書綴りに、再委託先ではない事業者からの報告書が混在していた。本報告書は他の民間施設の結果報告書であり、誤ってしばうら保育園へ送付されていた。

所管課は、指定管理者に対するモニタリングを適切に行い、指摘された事項については速やかに改修を行うよう指導し、施設の安全管理を徹底するとともに、提出された報告書を適切に保管

すべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年4月16日に指定管理者に対し、利用者等の安全安心を確保する観点から、連結送水管の耐圧試験等を実施し、消防設備点検における指摘事項への対処をすること、報告書等の書類は適切に管理し各機関への書類提出を怠らないことを指導しました。

今後は、各点検で指摘された事項についての項目リストを毎月の施設管理報告書と併せて指定管理者に提出させ、内容を確認した上で適切に保管します。

また、毎月、指定管理者と相互に進捗状況を確認し、再発防止を徹底します。

19 指定管理料の清算書について

【ShoPro-Taihei 共同事業グループ】

《芝浦港南地区総合支所 管理課》

ア 意見の内容

指定管理者が提出した港区立しばうら保育園の令和元年度実績報告書と、再委託申請書等の関係調書を照合したところ、清算項目である施設管理経費（再委託分）の集計に誤りがあった。

提出された清算書では、再委託の予算額は8,422,000円、支出額は8,361,560円で清算額60,440円のところ、計算を誤り60,500円で清算を行っていた。

また、再委託の予算額は8,345,080円、支出額は8,579,800円が正しく、予算額を超過するため、清算金額は0円となる。

実績報告書等の記載内容や添付書類は、指定管理料の清算に係る審査をするため不可欠なものである。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書の作成を指導されたい。また、提出された報告書を十分に精査し、指定管理業務の執行及び指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容の確認を徹底されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年4月16日に指定管理者に対して、清算書を含めた実績報告書と再委託申請書の内容を十分に点検・確認し、精査するよう指導しました。

また、所管課においても清算時には、予算額、決算額、清算額の確認を徹底するよう周知しました。

今後は、四半期ごとの収支報告の際に、事業内容の確認を行うなど、再発防止を徹底します。

20 業務の再委託協議もれについて

【アクティオ・東急コミュニティー 共同事業体】
《教育委員会事務局教育推進部 図書文化財課》

ア 指摘の内容

港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。しかし、「フラッパーゲート保守委託（1,085,400円）」、「非常用発電機負荷試験（319,000円）」、「マットリース（117,720円）」、「展示室装置、システム関連スポット（2,854,500円）」、「清掃スポット（1,228,000円）」、「植栽スポット（710,376円）」、「植栽スポット（103,036円）」の7件は、区の承諾がないまま再委託を行っていた。

その内1件「フラッパーゲート保守委託」に関しては、再委託を受けた事業者は保守点検業務について、さらに別の事業者に再々委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託業務については、事前に書面による申請及び承諾に漏れないよう、指導を徹底すべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年4月15日に所属長から指定管理者に対して、再委託業務の申請・承認の事務手続を進める際は指定管理者に詳細な説明を求め、その内容や実施方法等に問題がないか、漏れがないかを詳細に確認し、事前の書面による申請を徹底するよう指導しました。

今後、年度途中で新たに必要となった再委託業務が発生した場合には、指定管理者からその内容や実施方法等について説明を求め、入念にその内容を確認するとともに、毎月1回開催する所管課と指定管理者との定例会の際に、新たな再委託業務の発生がないか確認します。

また、指定管理者においても、4月の組織内ミーティング等で指摘事項の内容を確認し、再発防止を徹底するよう組織内で共有しました。

21 業務の再委託について

【アクティオ・東急コミュニティー 共同事業体】
《教育委員会事務局教育推進部 図書文化財課》

ア 指摘の内容

指定管理者が再委託を行った業務のうち、「交換設備保守点検（305,200円）」「水処理器点検（軟水器樹脂交換業務）（382,800円）」に関して、再委託を受けた事業者は保守点検業務について、さらに別の事業者に再々委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年4月15日に、指定管理者からの再委託業務の申請・承認の事務手続を進める際に、再委託業務について、指定管理者に詳細な説明を求め、その内容や実施方法等に問題がないかを入念に確認するとともに、内容や実施方法等を明確にするよう指導しました。

今後、年度途中で新たに必要となった再委託業務が発生した場合には、指定管理者からその内容や実施方法等について説明を求め、入念にその内容を確認するとともに、毎月1回開催する所管課と指定管理者との定例会の際に、新たな再委託業務の発生がないか確認します。

また、指定管理者においても、4月の組織内ミーティング等で本指摘事項の内容を確認し、再発防止を徹底するよう組織内で共有しました。

22 実績報告書の作成について

【アクティオ・東急コミュニティー 共同事業体】
《教育委員会事務局教育推進部 図書文化財課》

ア 意見の内容

平成31年度の港区立郷土歴史館管理運営に関する年度協定書（平成31年4月1日付）第5条では、指定管理料は定めた期間ごとに業務履行確認後、指定管理業者からの請求に基づき支払うものとしている。しかし、月次報告書及び四半期ごとの執行状況報告書では、指定管理料が先払いで支払われたこととなっていた。

これらの書類は、指定管理料が未払いにもかかわらず、四半期ごとに支払予定の金額が記載されたまま確認処理されていた。月次報告書及び四半期ごとの執行状況報告書が事実に基づかない内容となっていたことは、極めて遺憾である。

所管課は、指定管理者に対し、正確な報告書の作成を指導するとともに、提出された報告書は十分に精査し、内容を確認されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、年度協定書で四半期ごとの業務履行確認後の指定管理料支払いが規定されていることを改めて課内で確認しました。

また、月次報告書及び四半期ごとの執行状況報告書作成に当たっては、毎月1回開催している所管課と指定管理者との定例会において、正しい金額を入れた報告書を作成するよう令和3年4月15日に指定管理者に指導しました。

今後は、指定管理者から提出される毎月の報告書が正確な内容となっているかどうか、詳細に確認します。

23 会計の透明性について

【一般社団法人 港区観光協会】

≪産業・地域振興支援部 観光政策担当≫

ア 意見の内容

港区補助金等交付規則第5条第1項第3号では、経費の配分、同項第4号では、算出の基礎を記載した申請書を提出させることとなっているが、補助金交付申請書に添付されている収支予算書は、港区観光協会の稟議書の写しだった。これは観光協会全体のものであり、補助金の交付決定時に予算の内訳が分からないため、補助金確定時に提出された明細書では予算との相違を比較できなかった。

また、「協会事務局体制支援事業」と「協会運営事業」では補助金の用途は違うものとなっている。補助金確定時に確定総額は変わらず、「協会事務局体制支援事業」と「協会運営事業」の内訳が変更となっている。観光協会とは変更の協議をしたとしているが、協議の経過が分かる資料は関連する文書の中で確認することはできなかった。

所管課は、港区観光協会に対し、港区補助金等交付規則に基づく交付申請書の提出を求めるとともに、補助金対象事業に変更が生じた際は、一般社団法人港区観光協会補助金交付要綱第7条に基づき、補助金事業変更申請書（第6号様式）の提出を指導されたい。提出された申請書等については、その内容を十分に精査し、正確な事務処理に努められたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年2月15日に一般社団法人港区観光協会に対し、補助金の交付申請をする際には、経費の配分や算出の基礎等、予算内訳の詳細が分かる資料を添付書類として提出するよう指導しました。

また、交付決定後に補助金対象事業に変更が生じた際は、一般社団法人港区観光協会に対し、補助金事業変更申請書（第6号様式）と併せて、補助金の用途及び経費の明細の提出を求め、その必要性を十分に精査した上で決定するよう、正確な事務処理に努めます。

24 補助金交付申請書類（清算書）の提出について

【社会福祉法人 家庭授産奨励会 ほか5団体】

≪保健福祉支援部 障害者福祉課≫

ア 指摘の内容

港区知的障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱第13条第2項では、補助事業者は、補助金の額の確定通知後、速やかに知的障害者グループホーム運営費等補助金清算書を区長に提出しなければならないとしている。しかし、区は確定した補助金額が交付額と同額のため返還を要しない1事業者（1施設）について、知的障害者グループホーム運営費等補助金の清算書（第13号様式）の提出を受けていなかった。平成27年度財政援助団体等監査において、同様の意見をされているにもかかわらず、改善されていないことは、極めて遺憾である。

所管課は、補助金交付団体に対し、交付額と同額のため返還を要しない場合であっても、清算

書を提出するよう指導するとともに、当該補助金交付要綱に基づく適正な事務処理を徹底すべきである。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項については、令和3年2月12日に補助金交付団体に対し、補助金交付額と確定額が同額のため返還を要しない場合であっても清算書を提出するよう指導しました。

また、事務担当者が交代しても確実に適正な事務処理を行うため、引継書のほかに、補助金書類の提出時期や錯誤しやすい点をまとめたマニュアルを作成しました。

25 指定管理業務の指導について

≪企画経営部 区役所改革担当≫

ア 意見の内容

所管課は、基本協定書に基づき、施設の運営状況、業務の収支状況や経費の執行の内訳等を記載した月次報告書を毎月終了後翌月の定められた日までに提出させて内容を確認することとしている。年度終了時には、区の指定する期限までに業務実績等を提出させ、指定管理者が行った1年間の業務が、協定書等に定められた要求水準を満たしているかを確認し、必要な改善等を指示し、結果を次年度の管理運営に反映させることとしている。

指定管理の制度主管である区役所改革担当は、所管課に対し、日常の業務把握、月次モニタリングや年度報告書に基づき、年度ごとに指定管理施設検証シートにより検証させ、区のホームページで公表するとしている。

しかしながら、月次報告書、四半期ごとの収支報告、事業実績報告書等について、收受の押印がないため、提出日の確認ができなかった事例が多数見られた。また、検証シートが、平成30年度分のものであった事例やホームページ上に掲載されていない事例が見受けられた。

所管課が、細心の注意をもって事務処理をすべきことは勿論であるが、制度主管である区役所改革担当は、各所管課に対し、業務や経理が適正に執行されるよう指導監督を行わなければならない。

指定管理者制度開始から年月が経過し、指定管理者が運営する施設も増えてきている。区役所改革担当においては、「指定管理者制度運用マニュアル」を適切に見直し、よりの確に組織的な確認体制が十分に機能するよう、指定管理者制度を運用する所管課に対し、検証シートやホームページの掲載内容の適時更新など基本的な事務処理の改善及び再発防止に努めるよう指導を徹底されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の意見事項については、令和3年4月14日に各施設所管部門に通知し、指定期間内の基本協定書、年度協定書、第三者評価報告書と結果に対する対応状況、指定管理者検証シートを区ホームページで公表するよう周知しました。

また、各施設所管担当者向け説明会（令和3年5月10日から令和3年5月31日の間におけるビデオ視聴による受講）を実施し、同内容を周知しております。

今後も、収受手続の徹底や情報の適時適切な更新について、担当者説明会などあらゆる機会を捉えて所管部門へ継続的に周知するとともに、検証シートをはじめとした区ホームページの公表の状況を適宜確認し、施設所管課への対応を促してまいります。